

現 場 説 明 書

工事名：相楽広域行政組合新庁舎新築工事

工事場所：木津川市木津上戸 1 5 番地の 1 及び京都府木津川市木津宮ノ堀 2 0 7 番
地 1

本工事は週休 2 日促進工事（完全週休 2 日（土日）Ⅱ型）です。

本現場説明をもって、現場説明に代える。
（現場説明会は実施しません。）

令和 8 年 4 月 2 3 日
相楽広域行政組合

目 次

I 一般事項	1
1 位置及び周囲の状況等	1
2 施工に係る条件	1
3 積算に係る条件	3
4 参考数量書について	4
5 工事費内訳書の作成及び提出について	4
6 その他一般事項	4
7 質疑事項	7
II 特記事項	7
● 1 建設副産物の取扱い	7
● 2 産業廃棄物運搬車両の表示等	9
● 3 産業廃棄物税について	9
● 4 建設発生土の搬出について	9
○ 5 建設発生土等の受入れについて	10
● 6 運搬管理表の提出	10
● 7 過積載による違法運行の防止について	10
○ 8 特別管理産業廃棄物管理責任者について	10
○ 9 石綿事前調査結果の報告について	11
○ 10 フロン排出抑制法の遵守について	11
● 11 環境等の保全	11
● 12 排出ガス対策型建設機械	12
● 13 特定特殊自動車の燃料	12
● 14 低騒音型・超低騒音型建設機械	12
● 15 セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて	13
○ 16 再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策	13
● 17 化学物質を発散する建築材料等の使用制限	13
● 18 化学物質の室内濃度測定に係る特記事項	14
● 19 枠組足場等の設置工法等について	15
● 20 週休2日促進工事について	16
● 完全週休2日（土日）Ⅱ型	16
○ 21 工事情報共有システムについて	17
○ 発注者指定方式	17
○ 受注者希望方式	17
○ 22 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について	18
○ 発注者指定方式	18

○ 受注者希望方式	18
○23 We b会議について	20
○ 発注者指定方式	20
○ 受注者希望方式	20
○24 建設現場の遠隔臨場について	20
○ 発注者指定方式	20
○ 受注者希望方式	20
○25 建設キャリアアップシステムについて	21
○ 発注者指定方式	21
○ 受注者希望方式	21
●26 完成図書等の電子納品について	23
○27 総合評価競争入札の工事について	24
○28 フレックス工期による契約方式の試行について.....	25
○29 府内産木材の積極的利用について	25

注 以下○印と●印がある場合は、●印は本工事に適用する。

I 一般事項

1 位置及び周囲の状況等

(1) 位置

計画地は木津川市木津上戸に立地している。

また、京都府木津総合庁舎にも隣接、周辺には田畑及び住宅地が広がっている。

そして、周辺道路は生活道路にあるとともに通学路になっている。工事に当たっては、交通渋滞・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。

(2) 現在の状況

計画地には昭和50年に建設されたRC造一部S造3階建ての建物が解体された更地である。

(3) 工事の概要

今回更地となった計画地に、相楽広域行政組合新庁舎の新築工事を行う。

2 施工に係る条件

(1) 安全・災害防止対策等

ア 工事用車両（関係車両全て）の進入・退出は別紙による経路を原則とし、ステッカー貼付等により工事関係車両であることを明らかにすること。

イ 工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。

ウ 資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。

エ 道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入・退出路に係る維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は受注者で行うこと。

オ 工事場外においても駐車違反・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期すこと。

カ 協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。

キ 工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、受注者の責任で誠意を持って解決に努めること。

ク 工事用車両（関係車両全て）について、不正改造車の使用を排除すること。

(2) 施工計画等

ア 工事説明

工事着手前には施工計画書を作成し、相楽広域行政組合（以下、「組合」という）が実施する周辺自治会や近隣住民への工事説明会に参加し、説明を行うこと。なお、組合が工事説明会を開催しない場合は、組合が指示する周辺自治会や近隣住民へ工事説明を行うこと。

また、説明書等の内容を遵守し工事期間中住民等とトラブルが発生しないよう努めること。

万一トラブルが発生した場合は誠意をもって解決に努めること。

イ 仮設工事

設計図書等をもとに仮設計画を行い、確実な仮設工事を行うこと。

飯場の建設及び建物内での宿泊は禁止する。

工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、受注者で行うこと。仮囲い等については、設計図書等をもとに確実にすることとするが工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設や一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行うこととし、必要に応じて可動フェンス(H=1.8m)等により工事範囲の明示と安全の確保を行うこと。

仮設計画図(A-50)に記載の建設敷地外に設置計画している仮設足場用地(幅1.5m)については、隣地所有者協議の上、組合が借地することとしている。

ウ 工事名称等の表示

工事名称等の表示は、監督職員の指示する場所に掲示のこと。

(3) 工事場内外の管理

工事場内の資材の保管等については受注者において十分な管理を行うこととし、各工種・工程における廃材・ゴミ等についても、行為者を問わず受注者の責任において遅滞なく処理すること。

工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は速やかに清掃を行うこと。

(4) 休日及び作業時間

● 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する、週休2日促進対象工事である。詳細は、Ⅱ特記事項20を参照とすること。

● 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日(以下一から三)に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

● 作業時間 平日一般 : 午前8時30分～午後6時00分
騒音を伴う場合 : 午前9時00分～午後5時00分

を原則とし、事前に施設管理者・近隣自治会等と調整すること。

(5) 交通誘導員の配置

総計 225名

(交通誘導警備員A 0名、交通誘導警備員B 225名)

・常時 交通誘導警備員A 0名/日

交通誘導警備員B 1名/日

・大型車の出入りが多い日 交通誘導警備員A 0名増員/日

交通誘導警備員B 1名増員/日

※必要に応じ現場周辺要所に配置

・配置時間は作業開始前後の準備・移動時間を含むものとし、昼の休憩時間も適宜配置のこと。

・交通誘導警備員Aは、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)に基づき交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)とする。

(6) 通行規制等

本工事敷地に接している北側は市道であるため、進入・退出に当たっては道路管理者及び警察等と十分協議を行い、養生・補修・安全対策等、必要な措置については受注者で行うこと。

周辺道路は通学路のため、通学時間帯の車両の通行については原則禁止とし、細部について関係機関と十分協議を行うこと。

(7) 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）

本工事は営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（平成 29 年 12 月）によるものとする。

(8) 猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

ア 作業不能日数：13日間

イ 上記アは、環境省が公表する近畿地方京都_京田辺地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去 5 年分（2020 年～2024 年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3 日）を除く。）において、8 時から 17 時の間に WBGT 値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したもの 5 年分を平均したもの。

ウ 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する近畿地方京都_京田辺地点における WBGT 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。)) がアの日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3 積算に係る条件

(1) 積算上の工期設定について

本工事の共通費の積算は、公共建築工事共通費積算基準を適用しており、積算に係る標準工期は 10.0 箇月とする。（契約工期にはよらない）

標準工期は入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として示すもので設計条件には該当しない。

(2) 積算基準の適用について

本工事の積算に当たっては、以下の基準を適用している。

ア 共通費

公共建築工事共通費積算基準（令和 7 年改定）

なお、本工事の共通仮設費率、現場管理費率は以下の率を採用している。

- | | | |
|-------------------|------------|------------|
| ・ 建築工事（とりこわし工事以外） | ● 新営建築工事 | ○ 改修建築工事 |
| ・ とりこわし工事 | ○ 新営建築工事 | |
| ・ 電気設備工事 | ● 新営電気設備工事 | ○ 改修電気設備工事 |
| ・ 機械設備工事 | ● 新営機械設備工事 | ○ 改修機械設備工事 |
| ・ 昇降機設備工事 | ○ 昇降機設備工事 | |

イ 標準単価

公共建築工事標準単価積算基準（令和7年版）

(4) 積算に用いる単価及び価格の考え方について

国土交通省が定める公共建築工事標準単価積算基準第1編 総則 2 単価及び価格の算定のとおりである。

（参照：https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_hyoujyun_bugakari.htm）

なお、以下に示す採用月の物価資料の掲載価格を、原則として前述の第1編 総則 2 単価及び価格の算定における「(1) 材料価格等」または「(4) 上記以外の単価及び価格」の一部に用いる。

物価資料の採用月

- ・ 建設物価、積算資料 R8年3月
- ・ 建築施工単価、建築コスト情報 R8年冬

(5) 週休2日促進工事における労務費及び現場管理費の補正

本工事の積算に当たっては、「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」に基づき、「完全週休2日（土日）」を前提とし労務費及び現場管理費を補正している。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）の状況が達成基準に満たない場合は、達成状況に応じた補正分を減額変更する。

なお、工事着手前に受注者が要領に基づく取組を希望しない場合（取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分又は労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。詳細は、Ⅱ特記事項20を参照すること。

4 参考数量書について

別添の参考数量書は、入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として公開するもので、設計条件となる設計図書には該当しないので、参考として利用すること。

5 工事費内訳書の作成及び提出について

工事費内訳書作成及び提出に当たっては、次の点に注意すること。

- (1) 工事費内訳書の様式は「任意」としているが、「参考数量書」の項目に一致させて「科目別内訳」の項目まで作成し、入札時に提出すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、工事費内訳書合計金額（消費税抜き）に一致させて作成すること。
- (3) 京都府ホームページ掲載の「入札参加に当たっての留意事項」に留意して作成すること。

「入札参加に当たっての留意事項」内の「閲覧設計書に添付する参考資料の本工事費内訳書等」は、「参考数量書」とする。

6 その他一般事項

- (1) 受注者は、下請契約を締結する場合、施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び

公衆が見やすい場所に掲げ、全ての下請契約ごとに下請契約書及び木津川市暴力団排除条例(平成24年木津川市条例第36号)第10条第5項の規定による誓約書の写し(建設業の許可を有していない者が誓約したものに限る)を添付し、監督職員に提出すること。また、建設業法に基づき、金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに作成したものの写しを監督職員に提出すること。

(2) 技能士の適用について

受注者は各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めること。

(3) 保険の付保及び事故の補償について

ア 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

イ 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

ウ 法定外の労災保険の付保

労災補償に必要な法定外の保険契約について、受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律35号)に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険(法定外の労災保険)に付すること。

エ 火災保険等

建築工事は建設工事保険、設備工事は組立保険、改修工事はリフォーム保険等に付すること。保険証を提示し、その写しを提出すること。第3項によるその他の保険に付した場合も同様とする。

保険の対象は基礎工事を含み、請負契約の対象となっている工事全体とし、保険期間は工事対象物完成引渡しまでとする。

ただし、年間を通じて請け負った工事の全てを対象とする上記保険同等の保険に加入している場合は、本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を提出すること。

オ 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後1箇月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また、現場事務所及び工事現場の出入口等が見やすい場所に標識「建設業退職金共済組合制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時に「建退共運営実績報告書」を提出しなければならない。

(4) 工事实績情報の登録について

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上(税込)の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登

録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。ただし、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更登録を省略できる。

(5) 不当要求等の報告及び排除

受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。

受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

(6) 調査・試験等に対する協力

ア 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

イ 受注者は、工事期間中の埋蔵文化財包蔵地における掘削等の立会い等、関係機関からの依頼に協力しなければならない。

ウ 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次のような協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(ア) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

(イ) 調査票を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(ウ) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

(エ) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

エ 受注者は当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査・施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

オ 受注者は、意図伝達業務受注者及び工事監理業務受注者の求めにより部分払いのための出来高確認が必要な場合には、当該工事における出来高確認に必要な出来高内訳書作成等の協力をすること。

(7) 建設現場における熱中症対策の強化

「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応を交通誘導等を行う警備業従事者も含め実施すること。また、実施内容を施工計画書に記載のうえ、事前に監督職員へ提出すること。

ア 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

イ 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速にかつ的確な判断が可能となるよう以下の内容の作成及び関係作業員への周知

(ア) 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の連絡体制

(イ) 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順

なお、周知の対象は本工事現場全体とし、実施にあたっては、以下の資料を参考にすることとする。

京都府 HP リンク：

https://www.pref.kyoto.jp/shido-gi_jyutsu/documents/nettyuusyoyoboutaisaku.pdf

7 質疑事項

(1) 質疑書の提出は入札公告文による。

※質疑がない場合は、提出不要。

(2) 質疑書の回答の扱いその他

ア 質疑書の回答は、設計図書の一部として、入札条件になる。

イ 質疑書の回答の内容について、全て承知したものとして入札を行う。

(3) 入札手続や契約手続等、事務的な事項に関する質問については、

相楽広域行政組合事務局 にて随時回答する。

(TEL : 0774-72-0421)

II 特記事項

● 1 建設副産物の取扱い

(1) 建設リサイクル法に基づく届出等

ア 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第 10 条の対象となる工事の場合、同法第 13 条に基づき、工事請負契約時に書面にて必要事項を記載すること。

イ 上記の対象となる工事の場合、同法第 11 条に基づき、通知書に必要事項を記載の上、発注者あて提出すること。

(2) 再生資源利用計画

受注者は、土砂、砕石、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファ

ルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(3) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(4) 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

(5) 再生資源利用〔促進〕計画・実施書

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credastop.htm) に掲載の再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）（EXCEL 形式）を使用し、自社で工事完成後 5 年間保管すること。

提出は、紙 1 部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データとする。ただし、建設副産物情報交換システムを利用の場合は、紙 1 部を提出すること。

(6) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(7) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記「(4) 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記「(5) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(8) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受

領書の写しを提出しなければならない。

(9) 指定副産物の処分地（再生資源化施設等）

次の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

指定副産物	会社名	住所	備考
コンクリート類（無筋）	三重中央開発（株）京都リサイクルセンター	木津川市加茂町大畑背谷 38 番地 1	
コンクリート類（有筋） がれき類 アスファルト類	（株）大剛	八幡市上奈良日ノ尾 1 番地 7	

● 2 産業廃棄物運搬車両の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車両（自己運搬を含む）には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」施行令第6条第1項第1号に従い車両側面への表示及び書面の備付けを行うこと。

● 3 産業廃棄物税について

平成 17 年 4 月 1 日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。また、中間処分施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

● 4 建設発生土の搬出について

【指定地処分（城陽山砂利採取地整備公社への処分の場合）】

(1) 建設発生土については、城陽山砂利採取地整備公社へ運搬すること。

(2) 前項に関しての受入条件は、以下のとおりとする。これにより難しい場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとする。

ア 受入不適なもの

工作物の除去等に伴って生じたアスファルト片、コンクリート塊、その他これに類する不要物等の産業廃棄物に類する物。

イ 受入期間

・受入日は、月曜日から土曜日とする。

・日曜日、祝日及び公社が受入れできない特別の場合（年末、年始（12/29～1/5）、夏期休日（8/15・8/16）、台風等）は、休業日とする。

・受入時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

ウ 土壌分析調査等について

事前に公社指定の土壌分析調査に適合する必要がある。

(3) 搬路の補修及び建設発生土受入れ地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

京都府全域に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく規制区域が指定されているため、許可の対象となる盛土等を行う場合は、必要な手続きを行うこと。

盛土規制法に関するホームページ <https://www.pref.kyoto.jp/morido/index.html>

(5) 本工事では、計画敷地が狭小のため、建設発生土は全て場外処分とし、埋戻しに必要な土砂は全て購入土とし、敷地内での土砂の堆積は禁止する。

○5 建設発生土等の受入れについて

建設発生土等を受け入れる場合（購入土を含む）は、土砂条例に基づき、以下の内容を確認する等、土砂を搬出する場合の取扱いに準じて土砂の安全性を確認すること。

(1) 汚染要因に関する調査票を搬出先に求める。

(2) 汚染要因が認められる場合には、搬出先に土砂条例施行規則第7条第3項第13号及び第4項に規定する土壌調査を依頼し、これらの書類を受理すること。

- ・土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第7条第3項第13号）
- ・土壌調査資料採取報告書（第4号様式）（第7条第3項第13号）
- ・土壌分析結果証明書（写し）（第7条第3項第13号）

なお、土壌調査費については、設計変更で対応することとする。

残土の受入に必要な以下の資料は、監督職員から受領すること。

- ・土砂発生元証明書(第3号様式)（第7条第3項第6号）
- ・土砂等の発生から処分までの処理工程図（第7条第3項第7号）
- ・土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第7条第3項第11号）
- ・予定容量計算書（第7条3項12条）

●6 運搬管理表の提出

受注者は、建設副産物（建設発生土、産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票名等を整理・保管し、ダンプトラック等1台毎の積載量等を記入した運搬管理表を作成し、報告すること。

●7 過積載による違法運行の防止について

積載重量制限を超えて工所用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

○8 特別管理産業廃棄物管理責任者について

アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事において排出事業者（元請負業者）は工事現場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」（以下「特管物管理責任者」という。）を設置すること

(廃掃法第 12 条の 2 第 8 項)。特管物管理責任者の資格者を選任できない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習会を受講するか、下請業者等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任すること。

その際、産業廃棄物の処分責任は排出事業者(元請業者)にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請業者との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出すること。

- ・ 元請業者と下請業者との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。
- ・ 元請業者と下請業者との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が元請業者に帰することが明確にされていること。
- ・ また上記業務内容について元請業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できること。

また、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出すること。

なお、京都市内においては同管理責任者の設置について別途、京都市あて設置報告書を提出する必要がある。

※特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講する場合

問合せ先 : 公益社団法人 京都府産業資源循環協会 Tel075-694-3402

○9 石綿事前調査結果の報告について

建築物や工作物の解体等の作業を行うときは、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等関係法令に基づき適切に石綿含有の事前調査を実施し、監督職員に報告すること。建築物(及び工作物)の事前調査は必要な知識を有する者に実施させること。

また、一定規模以上の建築物又は工作物の解体工事では、労働基準監督署及び京都府(京都市域の場合は京都市)に事前調査結果の報告を行うこと。

なお、報告は原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行うこと。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

○10 フロン排出抑制法の遵守について

建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事において、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)で定める第一種特定製品の設置の有無について確認を行い、発注者へ書面を交付して説明すること。また、交付した書面の写しを交付した日から3年間保存すること。

●11 環境等の保全

(1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

(2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材^{※1}や建設機械^{※2}等を使用すること。

※1 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

※2 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)」

に規定されている「エネルギー消費性能等が優れている貨物自動車」等

(3) 地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

●12 排出ガス対策型建設機械

本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。

当該機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

これにより難しい場合（受注者の都合による場合を除く）は、監督職員と協議の上、設計変更等の処理を行うものとする。

その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」を適用する。

機 種	備 考
・バックホウ ・ブルドーザ ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （基礎工専用機械※の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	・トラクタショベル（車輪式） ・発動発電機（可搬式） ・ホイールクレーン ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上、260kW以下）を搭載した建設機械に限る

●13 特定特殊自動車の燃料

軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の政策等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択すること。また監督職員から特定特殊自動車の使用した燃料の購入伝票を求められた場合は提示すること。

●14 低騒音型・超低騒音型建設機械

本工事においては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を使用すること。

なお、生活環境を保全する必要がある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲(80m)及び地元関係上必要と認められる場合を除き、監督職員の書面による承諾を受けた場合にはこの限りではない。

●15 セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて

本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

地盤改良工	固結工	：配合設計段階	__1	検体、	施工後段階	__	検体
同上	表層安定処理工	：配合設計段階	__	検体、	施工後段階	__	検体
同上	路床安定処理工	：配合設計段階	__	検体、	施工後段階	__	検体
舗装工	各種舗装工	：配合設計段階	__	検体、	施工後段階	__	検体
仮設工	地中連続壁工	：配合設計段階	__	検体、	施工後段階	__	検体
合計						__	1 検体

タンクリーチング試験対象工種及び検体数

地盤改良工	固結工	：配合設計段階	__	検体、	施工後段階	__	検体
同上	表層安定処理工	：配合設計段階	__	検体、	施工後段階	__	検体
同上	路床安定処理工	：配合設計段階	__	検体、	施工後段階	__	検体
舗装工	各種舗装工	：配合設計段階	__	検体、	施工後段階	__	検体
仮設工	地中連続壁工	：配合設計段階	__	検体、	施工後段階	__	検体
合計						__	検体

※検体数は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領による。

※試験により溶出量が土壤環境基準を超える場合、溶出量の少ない固化材の使用や配合設計の見直し等を行うこと。

○16 再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策

再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議した上で、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）によるものとする。

試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行う。

なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、受注者が負担するものとする。

●17 化学物質を発生する建築材料等の使用制限

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。

- (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

※なお、ホルムアルデヒドを発生しないものとは発生量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発生が極めて少ないものとは発生量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

●18 化学物質の室内濃度測定に係る特記事項

(1) 測定箇所

●建物内 (9) 箇所 ○屋外 () 箇所

なお、測定する箇所(室)の特定については、監督職員の指示による。

(2) 測定物質

測定	測定物質	基準値
●	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下であること
●	トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下であること
●	キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること
●	エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下であること
●	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること
●	パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm) 以下であること

※ ●を測定すること。

(3) 採取条件

ア 日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的に高いと見込まれる箇所(室)において、採取を行うこと。

イ 測定は中央付近の床から概ね1.2m~1.5mの高さにおいて採取すること。

ウ 測定する箇所の全ての窓及び扉(造付家具、押入等の扉を含む)を30分間開放し、当該箇所の外部に面する窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、採取すること。この間、当該測定箇所への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うこと。なお、連続的な運転が確保できる全般(24時

間) 換気のための設備を有する箇所にあつては、当該換気設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放すること。

注 5時間以上閉鎖の間に採取を開始してはならない。

エ 採取を行う時間が24時間未満である場合にあつては、その中央の時刻が午後2時から午後3時までの間となるように採取時間を設定すること。

(採取時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とすること。)

(4) 測定方法

●パッシブ形採取機器を用いる方法

○検知管法 ○検知紙法 ○定電位電解法 ○吸光光度法

○測定方法は、平成13年国土交通省告示第1347号に基づく評価方法基準の「第5 6-3(3)ロ」に定められた方法、機器によること。

(5) 厚生労働省が定める指針値を超えた場合の措置

●発散源を特定し換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。

(6) 報告書の提出

採取に当たっては、採取年月日・採取条件を記録しておき、測定物質及び箇所(室)ごとに「化学物質の室内濃度測定結果等報告書」を作成し、各採取機器分析機関による分析結果にて指針値を下回ることを確認の上、完成検査時に提出すること。

測定値が指針値を上回ったときの再測定は本工事において行うこと。

[報告書作成に当たっての注意事項]

ア 「内装工事完了年月日」欄には、造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む内装工事が完了した年月日を記入すること。

イ 「測定器具の名称」欄には、採取器具の名称を記入すること。

ウ 「製造者」欄には、採取器具の製造者の名称を記入すること。

エ 採取が2日以上に渡った場合は、「採取年月日」欄に採取開始日及び採取終了日を並記し、「採取時刻」欄には採取開始日における採取開始時刻と採取終了日における採取終了時間を並記すること。

オ 「室温」及び「相対湿度」欄には、採取開始時刻から採取終了時刻までの間の平均値を記入すること。

●19 枠組足場等の設置工法等について

受注者は足場工の施工に当たり、足場は「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(厚生労働省 基発1226第2号)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式に基づき行うこと。

●20 週休2日促進工事について

● 完全週休2日（土日）Ⅱ型

【Ⅱ型】

- (1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。
- (2) 受注者は、「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」に従い、取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合せ簿で通知し、希望する取組を行うものとする。
なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。ただし、「通期の週休2日」については、協議に関わらず取り組むものとする。
- (3) 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。
- (4) 発注者は、「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」に従い、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、「完全週休2日（土日）」の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。
なお、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、直近の変更契約等に併せて請負代金額のうち現場管理費補正分又は労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。
- (6) 「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」の詳細は京都府ホームページ営繕工事技術関連情報（<https://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>）で確認すること。

○21 工事情報共有システムについて

○ 発注者指定方式

○ 受注者希望方式

工事情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

工事情報共有システムを用いて作成及び提出を行った工事関係図書については、別途紙に出力して提出しないものとし、署名又は押印がなくても書面として有効とする。

受注者が ASP 方式の工事情報共有システムの利用を希望する場合は、発注者と協議し、発注者の指示に基づき当該システムを利用することが出来る。

- (1) 工事情報共有システムにより共有する工事関係図書は「工事打合簿」と「工事報告書」とする。
- (2) 使用する工事情報共有システムは、国土交通省が公表する最新の「情報共有システム提供者における機能要件の対応状況」に記載されているシステム提供者を選択することとする。
- (3) 工事情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料）は、当初契約に含まれていないため、試行対象工事で工事情報共有システムの利用を認めた工事については、当該工事の契約後に共通仮設費へ計上し設計変更で対応する。当該システム利用登録や利用料支払等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行うこととする。

○22 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

○ 発注者指定方式

○ 受注者希望方式

- (1) 本工事は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図り、受発注者双方の業務効率化を目的とした、デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下「小黑板情報の電子化」という。）を試行する工事である。
- (2) 受注者は、小黑板情報の電子化を行う場合、契約後、速やかに試行希望の意思を「工事打合簿」により監督職員に通知する。
- (3) 受注者は、本工事において小黑板情報の電子化を行う場合、以下の内容について取り組むものとする。

ア 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、(国土交通省)「営繕工事写真撮影要領 3. 工事写真の撮影 (3) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用すること。また、導入に必要な使用機器は、受注者が選定するものとし、工事着手前に、本工事での使用機器について施工計画書にて監督職員あて提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.jcomsia.org/kokuban/>」記載の「デジタル工事写真の信憑性確認(改ざん検知機能)検定合格ソフトウェア一覧」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

イ デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、上記アの使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、(国土交通省)「営繕工事写真撮影要領 3. 工事写真の撮影 (3) 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

ウ 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、(国土交通省)「営繕工事写真撮影要領」に準ずるが、上記イに示す小黑板情報の電子的記入については、(国土交通省)「営繕工事写真撮影要領 4. 編集の禁止」で規定されている写真編集には該当しない。

エ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、上記イに示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。また、納品時に、受注者はURL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビュー

ソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

- (4) 使用機器の導入に係る費用（試行に必要な機器、ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費、電算使用料等）は、現場管理費に含まれるものとし、設計変更の対象としない。

○23 Web会議について

○ 発注者指定方式

○ 受注者希望方式

- (1) 本工事は、工事打合せ等において、受発注者が、移動時間や手待ち時間の解消等により、業務の効率化を図るため、Web 会議を試行する工事である。
- (2) 受注者は、Web 会議を行う場合、契約後、速やかに試行希望の意思を「工事打合簿」により監督職員に通知する。
- (3) 受注者は、本工事において Web 会議を行う場合、以下の内容について取り組むものとする。
 - ア 工事着手時の打合せにおいて、受発注者の協議により試行の範囲等を決定する。
 - イ 会議の範囲は、現場代理人と監督職員による定例打合せ会議を標準とする。参加者は、会議の重要度に応じて、受発注者の協議により決定する。
 - ウ 会議の回数は、積算に係る標準工期（月数）× 0.5 回以上（小数点以下切り捨て）とする。ただし、開催時期と総時間数は問わない。
 - エ 受注者は、利用するアプリケーション又はサービス、Web 会議に関する監督職員との連絡調整方法等について、総合施工計画書に記載する。
 - オ 受注者は、Web 会議の内容について書面（工事打合簿）による記録を行うものとする。工事打合簿には開催状況が分かる写真を添付すること。
- (4) Web 会議に使用する機器仕様は、受発注者間の協議により以下の内容について決定するものとする。
 - ア 通信機器（携帯電話、タブレット、パーソナルコンピューター等）は、原則、受発注者それぞれが準備するものとする。
 - イ 発注者は、発注者が保有するインターネット通信可能な端末を利用する。
 - ウ 利用するアプリケーション又はサービスは、発注者が保有する端末で利用可能であり、かつ、発注者の利用に際して登録料や利用料等の費用が別途生じないものを受注者が選定する。
 - エ 京都府における利用可能な Web 会議用アプリケーションを参考に示す。発注部局によって対応の可不可があるため、都度確認すること。
 - (ア) Microsoft Teams
 - (イ) Zoom
 - (ウ) Webex
- (5) 使用機器の導入に係る費用（通信機器、アプリケーション又はサービスの機器経費、通信料等）は、現場管理費に含まれるものとし、設計変更の対象としない。

○24 建設現場の遠隔臨場について

○ 発注者指定方式

○ 受注者希望方式

- (1) 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

本工事は、監督職員の「監督職員の立会い」「監督職員と協議」「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下「監督職員の立会い等」という。）について、受注者が希望し、発注者が承諾し

た場合に遠隔臨場を適用できる。

受注者は、遠隔臨場を行う場合、契約後、速やかに試行希望の意思を「工事打合簿」により監督職員に通知する。

営繕工事建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下「本試行工事」という。）は、受注者における「監督職員の立会い等に伴う手持ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して監督職員の立会い等の遠隔臨場を行うものである。

なお、本試行工事は、京都府が定める『営繕工事建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

(2) 試行内容

ア 監督職員の立会い等での確認

(ア) 受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認する。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。

(イ) ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的な Android や iPhone 等のモバイル端末を使用することも可能である。

なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、監督職員の立会い等だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

イ 機器の準備

本試行工事に要するウェアラブルカメラ等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が手配、設置するものとし、詳細については、監督職員と協議し、決定するものとする。

ウ 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

エ 費用

本試行工事を実施するにあたり必要とする費用については、現場管理費に含むものとし、設計変更の対象としない。

○25 建設キャリアアップシステムについて

○ 発注者指定方式

○ 受注者希望方式

(1) 本工事は、建設技能者の技能や経験を蓄積し、処遇改善や現場管理を効率化しようとする制度の普及・活用を図るため、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を試行する工事である。

(2) 受注者は、CCUSの活用を行う場合、契約後、速やかに試行希望の意思を「工事打合簿」により監督職員に通知する。

(3) 受注者は、本工事においてCCUSを活用する場合、以下の内容について取り組むものとする。

【取組内容】

- ア 事業者登録
- イ 技能者登録
- ウ 現場登録（管理者ID登録）
- エ 現場へのカードリーダー等の設置
- ※ ア～エ全てを取り組むこと。

【取組に対する履行状況確認の基準】

- ア 事業者登録すること（受注者のみの利用でも活用とみなす）
- イ 技能者1名以上の登録（受注者のみの利用でも活用とみなす）
- ウ 受注した現場の登録
- エ 利用状況が確認できること（利用回数は問わない）
- ※ 履行状況の確認は「(一財)建設業振興基金：帳票名4-1現場契約情報」等により、完成検査までに監督職員に提示すること。

(5) CCUSに係る費用（登録料、機器設置費用、管理者ID及び現場利用料等）は、受注者が全額負担するものとし、設計変更の対象としない。

●26 完成図書等の電子納品について

(1) 電子納品

ア 本工事は、電子納品の対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務の最終成果や管理情報を電子データで納品することをいい、国土交通省大臣官房官庁営繕部策定の営繕工事電子納品要領等、及び京都府電子納品運用ガイドライン(建築工事及び建築設計業務等)に基づき実施しなければならない。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施方法等について事前協議を行い、京都府電子納品運用ガイドライン(建築工事及び建築設計業務等)で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

イ 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。また、完成図書は、電子媒体で納品したものを含む従来どおりの紙媒体で1部提出するものとする。(「営繕工事提出・提示書類一覧表」で工事情報共有システムの対象としている書類を除く)

(2) 電子納品の対象範囲

本工事完成後、「京都府電子納品運用ガイドライン(建築工事及び建築設計業務等)※」に準じ、下表の対象範囲の図書等をまとめて、CD-Rにて納品すること。

※ 京都府ホームページ参照 <http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>

【電子納品の対象範囲】

項 目		電子納品対象
写真	完成写真	<input checked="" type="checkbox"/>
	工事写真	<input type="checkbox"/>
図面	完成図	<input checked="" type="checkbox"/>
	施工図(建築)	<input type="checkbox"/>
	施工図(設備)	<input checked="" type="checkbox"/>
工程表等	実施工程表	<input checked="" type="checkbox"/>
	工事実施状況報告書(月報最終分)	<input checked="" type="checkbox"/>
書類	諸官庁届出書類	<input checked="" type="checkbox"/>
	「営繕工事提出・提示書類一覧表」で工事情報共有システムの対象としている書類	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>

※の資料について対象とする。

○27 総合評価競争入札の工事について

(1) 技術提案の履行について

- ア 受注者は提案した技術資料の施工上の課題に係る技術的所見（以下「技術提案」という。）を履行しなければならない。
- イ 受注者は、技術提案の実施方法を記載した計画書を施工計画書に併せて監督職員に提出するとともに、工事を完成したときは、履行が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。
- ウ 受注者の責めにより技術提案を履行できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。なお、標準型については、違約金の徴収を行うものとする。

(2) 週休2日促進工事の取組について

- ア 受注者は取り組むとした週休2日促進工事の内容について、「営繕工事総合評価競争入札ガイドライン（建築一式、電気、管工事）」及び「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」に則り、履行状況を監督職員に工事打合簿により報告しなければならない。
- イ 受注者の責めにより申請内容と合致した週休2日促進工事の履行ができなかった場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うことがある。

(3) 情報通信技術の取組について

- ア 受注者は取り組むとした情報通信技術の内容について、該当する活用項目の履行状況を監督職員に報告しなければならない。
- イ 受注者の責めにより申請内容と合致した情報通信技術の履行ができなかった場合又は履行状況を証明できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。

(4) 府内資材の調達について

- ア 受注者は府内調達すると記載した資材について、府内調達したことを証する伝票等と実績報告書を監督職員に提出しなければならない。
- イ 受注者の責めにより府内調達すると記載した資材が府内調達できなかった場合又は府内調達を証明できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。

(5) 施工体制台帳について

- ア 受注者は、請負代金額にかかわらず、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- イ 施工体制台帳に添付の下請契約書記載金額により、入札時に提出した下請施工割合や府内企業の下請割合との比較表を提出しなければならない。なお、府内企業の下請割合が入札時提出のものより低下した場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。また、最終下請契約書の不備により当該率が算出できない場合は、履行できなかったものと取り扱うものとする。

(6) CCUSの活用について

- ア 受注者はCCUSの活用について、現場契約情報の出力帳票などCCUSの活用が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。
- イ 受注者の責めによりCCUSの活用が確認できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。

(7) 技能士(複数)又は基幹技能者の活用について

ア 受注者は工事施工時に活用するとした技能士(複数)又は基幹技能者について、活用実績報告書を監督職員に提出しなければならない。

イ 受注者の責めにより活用すると記載した資格者を活用しなかった場合又は活用を証明できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。

※京都府ホームページ(営繕課)掲載の「営繕工事総合評価競争入札ガイドライン(建築一式、電気、管工事)」参照 <https://www.pref.kyoto.jp/eizen/1315816072946.html>

○28 フレックス工期による契約方式の試行について

- (1) 本工事は、契約日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができる、「フレックス工期による契約方式の試行工事」である。
- (2) 契約日から工事開始日までの期間の本工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- (3) 契約日から工事開始日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) フレックス工期による契約方式の試行により増加する経費は受注者の負担とする。

○29 府内産木材の積極的利用について

(1) 府内産木材利用計画書の提出

本工事は京都府内産木材の利用を試行的に進める工事であり、受注者は京都府内産木材の仮設資材等への利用について、別添「府内産木材利用計画書」を提出することとする。

なお、やむを得ず府内産木材が利用できない場合は、監督職員と協議の上、「府内産木材利用計画書」でその旨提出すること。

※府内産木材とは、京都府産木材認証制度により、認証又は証明が可能な木材をいう。

(2) 府内産木材の利用用途

受注者は、仮設資材等において府内産木材を利用することとするが、その利用用途については、受注者が自由に選択できるものとする。

(3) 府内産木材の使用量等

1 工事あたりの木材使用量については、標準的な注意喚起用の工事用看板(500×1,400サイズ)1枚に相当する量(0.02m³)以上を必要とする。(府内産木材製の工事看板を利用する場合は最低1枚以上設置すること。)

なお、府内産木材製の資材は今回工事で新規に購入するもののほか、受注者が所有する物に限り転用を認めるものとする。

(4) 工事成績評定等

「府内産木材利用計画書」に従い、現場で利用した資材が府内産木材であることがわかる設置状況写真とともに、京都府産木材認証制度で取扱事業者の認証を受けた事業者が発行する木製資材産地証明書の写しの提出により、府内産木材の利用が確認できた場合、成績評定における創意工夫

において加点対象とする。ただし、転用材の場合は加点対象としない。

(5) 参考

- ・京都府産木材認証で取扱事業者の認証を受けた事業者

京都府 HP 参照 <https://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html#mokuji03>

3. 取扱事業者、緑の事業者の認定等の状況（1）取扱事業者（府内の事業所等が認定対象）

なお、京都府産木材認証制度により発行された「京都府産木材証明書」及び「ウッドマイレージCO2計算書」は、取扱事業者が発行する木製資材産地証明書に代えることができる。

- ・府内産木材の活用例（仮設資材等）

工事用看板、型枠、仮設柵、丁張り 等